

変更届が必要な事項及び添付書類
(障害福祉サービス事業、障害者支援施設、相談支援事業)

変更事項		添付書類
①事業所(施設)の名称		運営規程
②事業所(施設)の所在地【事前相談が必要】		運営規程、事業所の平面図(参考様式1)、事業所の内部及び外観の写真 ※通所・入所系サービスは、バリアフリー検査済証、防火対象物使用(変更)届出書等が必要な場合あり
③申請者(設置者)の名称		登記簿謄本 ^注
④申請者(設置者)の主たる事務所の所在地		
⑤申請者(設置者)の代表者及び役員の氏名、生年月日、職名及び住所		登記簿謄本 ^注 (代表者変更の場合のみ)、誓約書(参考様式8、8-1、8-2のうち該当するもの)、役員等名簿(参考様式9)
⑥登記事項証明書又は条例等(当該指定事業に関するものに限る。)		登記簿謄本 ^注
⑦事業所(施設)の建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要		事業所平面図(参考様式1)、事業所の内部及び外観の写真 ※通所・入所系サービスは、バリアフリー検査済証、防火対象物使用(変更)届出書等が必要な場合あり
⑧管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴		経歴書(参考様式3)、勤務体制一覧表(別紙2)、誓約書(参考様式8、8-1、8-2のうち該当するもの)、役員等名簿(参考様式9)
⑨サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴		経歴書(参考様式3)、資格証等写し、実務経験証明書※(参考様式4)、勤務体制一覧表(別紙2) ※実務経験証明書は、必要なサービスのみ
⑩サービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴		
⑪主たる対象者		運営規程、主たる対象者を特定する理由等(参考様式7)
⑫運営規程	従業者の職種、員数及び職務の内容	勤務体制一覧表(別紙2)、資格証等写し※、実務経験証明書※、運営規程 ※資格証等写し、実務経験証明書は、必要なサービスのみ
	利用定員 【事前相談が必要】	指定に係る記載事項(付表)、勤務体制一覧表(別紙2)、運営規程、体制等に関する届出書(第5号様式)、体制等状況一覧表(別紙1)
	共同生活援助の種類 【事前相談が必要】	勤務体制一覧表(別紙2)、生活支援員の必要数の算出根拠(介護サービス包括型及び日中サービス支援型の場合のみ)、受託居宅サービス事業者及び事業所の名称及び所在地(参考様式10)(外部サービス利用型の場合のみ)、運営規程、体制等に関する届出書(第5号様式)、体制等状況一覧表(別紙1)
	共同生活援助の共同生活住居の追加 【事前相談が必要】	共同生活援助事業所の指定に係る記載事項(付表7、7-1のうち該当するもの)、共同生活住居の平面図(参考様式1)、共同生活住居の内部及び外観の写真、勤務体制一覧表(別紙2)、生活支援員の必要数の算出根拠(介護サービス包括型及び日中サービス支援型の場合のみ)、受託居宅サービス事業者及び事業所の名称及び所在地(参考様式10)(外部サービス利用型の場合のみ)、運営規程、体制等に関する届出書(第5号様式)、体制等状況一覧表(別紙1) ※バリアフリー検査済証、防火対象物使用(変更)届出書等が必要な場合あり
	従たる事業所の設置 【事前相談が必要】	指定に係る記載事項(付表)、事業所平面図(参考様式1)、事業所の内部及び外観の写真、勤務体制一覧表(別紙2)、資格証等写し※、実務経験証明書※、運営規程 ※資格証等写し、実務経験証明書は、必要なサービスのみ
	その他の事項	運営規程
⑬短期入所事業所の種別(併設型・空床型の別) 【事前相談が必要】		短期入所事業所の指定に係る記載事項(付表5)
⑭併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所定員		短期入所事業所の指定に係る記載事項(付表5)
⑮協力医療機関・協力歯科医療機関の名称及び診療科名並びに契約内容		協力医療機関等との契約の内容等が分かるもの
⑯他の障害福祉サービス事業者等との連携支援体制の概要(共同生活援助に限る。)		連携の内容の概要が分かるもの

変更事項	添付書類
⑰相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴	経歴書(参考様式3)、資格証等写し、実務経験証明書(参考様式4)、勤務体制一覧表(別紙2)
⑱提携している公共職業安定所その他関係機関の名称(就労移行支援に限る。)	就労移行支援事業所の指定に係る記載事項(付表11)
⑲提供する福祉サービスの種類 (重度障害者等包括支援に限る。)	運営規程、提供する障害福祉サービス事業の指定書写し、障害福祉サービス等を提供する事業所に係る変更届
⑳委託により提供している障害福祉サービスの種類、当該事業所の名称及び所在地 (重度障害者等包括支援に限る。)	運営規程、提供する障害福祉サービス事業の指定書写し、委託事業所に係る変更届、委託関係を証明する書類

注 登記の変更が提出期限に間に合わない場合は、「変更届」及び「登記簿謄本以外の添付書類」を期限までに提出し、登記簿謄本は変更後速やかに提出すること。